



Title	中国帆船による東アジア海域交流
Author(s)	松浦, 章
Citation	周縁の文化交渉学シリーズ5 『船の文化からみた東アジア諸国の位相 近世期の琉球を中心とした地域間比較を通じて 』 : 1-20
Issue Date	2012-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/5969
Rights	
Type	Article
Textversion	

中国帆船による東アジア海域交流

松 浦 章

Chinese Junks in the Seas of East Asia contributed to Cultural Interaction

MATSUURA Akira

中国大陸、朝鮮半島、日本列島、琉球諸島や台湾などに囲まれた東アジアの海域で永きにわたり最も活動していたのが中国帆船であった。古代の日本の記録や、朝鮮半島の歴史書『高麗史』などにも中国の海商が海路渡来したことが記されているが、化石燃料が使用される以前にあっては風力がほぼ運航の重要な源であり、それぞれの地域で適した木造帆船が造船されていた。とりわけ17世紀以降の東アジア海域において、この海域で最も活躍したのは、“沙船”、“鳥船”、“福船”、“廣船”などと呼称された清代の四大海船とされる中国帆船であった。そのうち外洋航行に適したのは尖底型海船の鳥船、福船、廣船であり、特に鳥船は中国大陸沿海のみならず海外へと航行し、“鎖国”下の日本の長崎に18世紀中葉から19世紀後半まで恒常的に一年に10数隻来航していた。中国大陸から台湾へ、または東南アジアへと華人の移住を可能にしたのもこれらの海船の存在があったからである。

本論文ではこれらの記録を参考に東アジア海域における中国帆船の活動について述べたい。

キーワード：東アジア海域 中国帆船 沙船 鳥船 中国海商

1 はじめに

中国大陸、朝鮮半島、日本列島、琉球諸島や台湾などに囲まれた東アジアの海域で永きにわたり最も活動していたのが中国帆船であった。その活動の実態は中国側の記録ではほとんど見られないが、中国の周縁地域の記録には比較的詳細に記録されている。古代の日本の記録や、朝鮮半島の歴史書『高麗史』などにも中国の海商が海路渡来したことを記しているが、彼等のそれぞれの国への渡来の交通手段は海を渡航する船舶であった。化石燃料が使用される以前にあっては風力がほぼ運航の重要な源であり、それぞれの地域で適した木造帆船が造船されていた。

とりわけ17世紀以降の東アジア海域において、日本や朝鮮国では沿海航運は認められていたが、海外

への渡海は厳しく禁止されていたため、この海域で最も活躍したのは、“沙船”、“鳥船”、“福船”、“廣船”などと呼称された清代の四大海船とされる中国帆船であった。

特に上海や崇明を中心とする平底型海船の沙船は、長江口から渤海沿海まで北上し、渤海沿海の錦州、牛莊、蓋州などへ至り、上海棉布や茶葉などの江南産品をもたらす、帰帆には東北産の大豆などの穀類を江南地域にもたらした（参考文献：松浦章 2004年参照）。

他方、外洋航行に適したのは尖底型海船の鳥船、福船、廣船であった。特に鳥船は福建を中心とする海域のみならず、渤海沿海まで進出し錦州、蓋州、天津までも航行域として活躍している（参考文献：松浦章 2010年参照）。たとえばその一端は19世紀末の記録にも見られる。山東半島北部に位置する現在山東省の烟台である旧時の芝罘のことを記した「芝罘ノ商業習慣及例規」の「運輸」の項目に次のよう記されている。

山東省ハ東南北ノ三方海ニ到ル處、海運ノ利アリ。殊ニ本港（芝罘）ハ本省東北嘴ニ突出シ、大小船舶ノ碇泊ニ便ナルヲ以テ、往來船舶ノ寄港スルモノ常ニ百ヲ以テ數フ。・・・一年中江南ヨリ來ル沙船ト名クルモノ三百餘艘、寧波船三四十艘、廣東船十餘艘、福州船五六艘、盛京省ヨリ來ルモノ三千餘艘、直隸船百餘艘ニシテ、合計三千四五百艘ニ下ラス。（『官報』第2083号、明治23年（1890）6月11日付「芝罘ノ商業習慣及例規」の「運輸」による）

さらに鳥船は、中国大陸沿海のみならず海外へと航行し、“鎖国”下の日本の長崎に18世紀中葉から19世紀後半まで恒常的に一年に10数隻来航していた（参考文献：松浦章 2007年参照）。

海洋に孤立する台湾と中国大陸との間を結んだのも外洋航行に適した尖底型海船であり、東南アジア海域へも進出したのがこれらの尖底型海船であった。中国大陸から台湾へ、または東南アジアへと華人の移住を可能にしたのもこれらの海船の存在があったからである。

本論文ではこれらの記録を参考に東アジア海域における中国帆船の活動について述べたい。

2 唐宋時代における中国帆船と東アジア海域交流

1) 日本に来航した中国帆船

表1 9～11世紀における日本来航の中国商人

西暦	日本年号	月	中国商人	姓名	備考
847	承和14年			張支信①	～863年まで3回
849	嘉祥二年	8	唐商		53人
852	仁寿二年	閏8	唐商	欽良軍	
858	天安二年	6	唐商	李延孝①	鴻臚館
862	貞観四年	7	唐商	李延孝②	43人 鴻臚館
862	貞観四年	9	唐商	張支信②	
863	貞観五年	4	唐商	張支信③	
863	貞観五年		唐商	詹景全①	
864	貞観六年		唐商	詹景全②	
865	貞観七年	7	唐商	李延孝③	63人
865	貞観七年		唐商	詹景全③	
866	貞観八年	9	唐商	張言	41人 王仲元

中国帆船による東アジア海域交流（松浦）

874	貞観十六年	6	唐商	崔 及	36人
876	貞観十八年	7	唐商	楊 清	31人
877	元慶元年	7	唐商	崔 鐸	63人
881	元慶五年		唐商	張 蒙	
883	元慶七年		唐商	柏志貞	
885	仁和元年		唐商		
891	寛平三年		唐商	陳泰信	
893	寛平五年		唐商	王 納	
893	寛平五年		唐商	周 汾	60人
919	延喜十九年		大陸商人	鮑置求	
935	承平五年		呉越商人	蔣承勲①	
936	承平六年		呉越商人	蔣承勲②	
936	承平六年		呉越商人	季盈張	
938	天慶元年		呉越商人	蔣承勲③	
945	天慶八年		呉越商人	蔣 衰①	
945	天慶八年		呉越商人	俞仁秀	
945	天慶八年		呉越商人	張支遇	
947	天曆元年		呉越商人	蔣 衰②	
953	天曆七年		呉越商客	蔣承勲④	
978	天元元年		宋商客		
979	天元二年		宋商		
982	天元五月	3	宋商		
983	永観元年	8	呉越商人	陳仁爽	
983	永観元年	8	呉越商人	徐仁満	
986	寛和二年	1	宋商	周文徳①	
986	寛和二年	7	宋商	鄭仁徳①	
987	永延元年	10	宋商	朱仁徳	
988	永延二年	2	宋商	鄭仁徳②	
988	永延二年		宋商	朱仁聡①	～1000年まで7回
990	正暦元年		宋商	周文徳②	
990	正暦元年		宋商	楊仁紹①	
992	正暦三年	3	宋商	楊仁紹②	
994	正暦五年	9	宋商	朱仁聡②	
994	正暦五年	9	宋商	林庭幹①	
994	長徳元年	9	宋商	朱仁聡③	70余人
994	長徳元年	9	宋商	林庭幹②	
996	長徳二年	閏7	宋商		
996	長徳二年	11	宋商	朱仁聡④	
997	長徳三年	6	宋商		
997	長徳三年	11	宋商	朱仁聡⑤	
998	長徳四年		宋商	曾令文①	
999	長保元年			曾令文②	
999	長保元年			朱仁聡⑥	
1000	長保二年	7	宋商	曾令文③	
1000	長保二年	8	宋商	朱仁聡⑦	
1002	長保四年		宋海賈	周世昌	

周縁の文化交渉学シリーズ5 船の文化からみた東アジア諸国の位相

1003	長保五年	7	宋商		
1005	寛弘二年	8	宋商	曾令文④	
1005	寛弘二年	8	宋商		
1006	寛弘三年	10	宋商	曾令文⑤	五臣注文選文集
1013	長和二年	2	宋商		
1015	長和四年	閏6	宋商	周文裔①	
1020	寛仁四年	9	宋商客		
1026	萬寿三年	6	宋商	周良史①	生母日本人
1026	萬寿三年	7	宋商客	周文裔②	台州商客
1026	萬寿三年		宋商客	陳文裕①	福州商客
1026	萬寿三年	10	宋商	周良史②	
1027	萬寿四年	8	宋商	承輔二郎	
1027	萬寿四年	秋	宋商	陳文裕②	
1028	長元元年	8	宋商客	周 良	汝南郡商客
1028	長元元年	9	宋商	周文裔③	
1028	長元元年	11	宋商		
1028	長元元年	12	宋商	周文裔④	
1029	長元二年	3	宋商	周文裔⑤	
1034	長元七年	1	宋商	周良史③	
1037	長暦元年	5	宋商	慕晏誠①	
1038	長暦二年	10	宋商	慕晏誠②	
1040	長久元年	4	宋商	慕晏誠③	
1044	寛徳元年	7	宋商	張守隆①	
1045	寛徳二年	8	宋商	張守隆②	
1047	永承二年	11	宋商		
1048	永承三年	8	宋商		
1050	永承五年	9	宋人	張守隆③	
1051	永承六年	7	宋商		漂着
1060	康平三年	8	宋商	林 養	
1060	康平三年	8	宋商	俊 政	
1065	治暦元年		宋商	陳 詠	
1066	治暦二年	5	宋商	王 満	
1068	治暦四年		宋商客	潘懷清	福州商客
1068	治暦四年	10	宋商	孫 吉	
1068	治暦四年	10	宋商	懷清	
1068	治暦四年	10	宋商	王 宗	
1069	延久元年		宋商	潘懷清①	
1070	延久二年		宋商	潘懷清②	仏像献上
1072	延久四年	3	宋商	曾 聚①	成尋入宋
1072	延久四年	3	宋商	呉 鑄	
1072	延久四年	3	宋商	鄭 慶	
1072	延久四年	10	宋商	曾 聚②	
1073	延久五年	10	宋商	孫 忠①	
1077	承暦元年	2	宋商		
1077	承暦元年	10	宋商		
1078	承暦二年		宋商	孫 忠②	牒状

中国帆船による東アジア海域交流（松浦）

1080	承暦四年	閏8	宋商	孫 忠③	明州よりの牒状
1080	承暦四年	9	宋商	黄 逢	
1080	承暦四年	10	宋商		
1080	承暦四年	9	宋商	劉勝参	
1081	永保元年		宋商	劉 昆①	
1082	永保二年	8	宋商	楊 有	
1082	永保二年	8	宋商	孫 忠①	
1082	永保二年	9	宋商	劉 昆①	
1085	應徳二年	7	宋商		
1085	應徳二年	10	宋商	孫 忠②	
1085	應徳二年	10	宋商	林 阜	
1091	寛治五年	7	宋商	堯 忠	
1091	寛治五年	8	宋商	季居簡	
1092	寛治六年	6	宋商	劉 昆②	契丹經由
1093	寛治七年	4	宋商客	林 通	福州商客
1102	康和四年		宋商客	李 充①	泉州商客
1104	長治元年		宋商客	李 充②	泉州商客
1105	長治二年	8	宋商客	李 充③	泉州商客
1110	天永元年	4	宋商	李 先	
1118	元永元年	2	宋商	陳次明	
1127	大治二年	12	宋商		
1128	大治三年	8	宋商	曾周意	
1133	長承二年	8	宋商	周 新	
1148	久安四年		宋商		
1150	久安六年		宋商	劉文仲①	
1151	仁平元年	9	宋商	劉文仲②	
1169	嘉應元年		宋綱首		文献通考
1179	治承三年	2			新渡・太平御覽
1180	治承四年	10	宋商船		摂津輪田泊に入港
1191	建久二年		宋綱首	楊三綱	榮西帰朝
1218	建保六年		宋綱首	張光安	
1254	建長六年	4			唐船数五艘と定める

出典：森克己「日・宋・麗交通貿易年表」(『新訂日宋貿易の研究』森克己著作選集第1巻、国書刊行会、1975年)、528-564頁

上表に見える康和四年(1102)、長治元年(1104)、長治二年(1105)と連続して日本に来航した李充に関して、『朝野群載』巻二十、異国の条に見える「同存問記」によれば、

長治二年八月二十二日、存問大宋國客記

問客云。警固所去二十日解狀稱、今日酉時、大宋國船壹艘、到来筑前國那珂郡博多津志賀島前海。

……客申云。先來大宋國、泉州人李充也。充去康和四年爲莊巖之人徒、參來貴朝。……¹⁾

とあるように、泉州の海商李充が日本の博多の志賀島に来航している。彼の最初の来航は康和四年(1102)であり、その時は莊巖の船に搭乗しての日本来航であった。この時の日本への来航時に宋の官憲から給

1) 国史大系本『朝野群載』吉川弘文館、1964年、451頁

付された「公憑」が『朝野群載』に記録されている。

提舉兩浙路市舶司

據泉州客人李充狀、今將自己船壹隻、請集水手、欲往日本國、博買廻貨、經赴明州市舶務抽解、乞出公驗前去者。

一人船貨物

自己船壹隻

綱首李充 梢工林養 雜事莊権 (以下略)²⁾

とあるように、李充が明州にあった兩浙路市舶司において明州（後の寧波）から日本へ貿易に赴くための「公驗」を得た事実が確認できる。李充が日本に来航した長治二年（1105）は宋の徽宗の崇寧四年に相当する。この「公憑」は、日本に赴く李充に発給されたものであり、それは彼が「綱首」として全船の責任者であったためと思われる。この船も莊嚴の船であった可能性が高い。その理由として「雜事」としての職掌を担当した莊権の名が見えることである。莊嚴と莊権とが同姓であったことから、莊権は莊嚴の子供か、その一族であった可能性が高い。船舶航行の業務は「梢工」としての林養が担当した。莊権は船舶所有者の莊嚴に替わって乗船して来日したものと考えられる。

『宋會要輯稿』第八十六冊、職官四四、市舶司によれば、

市舶司掌市易南蕃諸國物貨航舶而至者、初於廣州置司、以知州爲使、通判爲判官、……咸平中又命杭・明州各置司、……徽宗崇寧元年七月十一日、詔杭州・明州市舶司、依舊復置、所有監官、專庫手分等、依逐處舊額。

とあるように、宋代の市舶司の設置、廃止がしばしば行われているが、李充が明州の市舶司において「公驗」を得た三年前の崇寧元年（1102）に明州に市舶司が再び置かれたことから、李充が得た「公驗」は、この明州の市舶司において給付されたものであることは確かであろう。

元代に作成された至正『四明續志』卷六、市舶に、

市舶 物貨見土産類

抽分舶商物貨、細色十分、抽二分。麤色十五分、抽二分、再於貨内抽税三十分取一。……

とあり、同書卷五、土産の市舶物貨の細色に、「倭金」、「倭銀」が見られ、粗色には「倭枋板枒」や「倭鐵」、「倭條」、「倭櫓」など明らかに日本産と考えられる産物が見られる。これらはおそらく中国海商の帆船によって中国へ運ばれたことは想像に難くない。

2) 高麗に来航した中国帆船

朝鮮半島に高麗が成立した時期は、中国の華北を中心とする地域に北方民族による契丹による遼朝が成立し、北宋朝と高麗との陸路による関係は遮断される。さらに女真族による金朝が南下して、淮水以北を統治したため、江南に成立した南宋と高麗との関係も陸路でなく海路を通じて行われた。これまで

2) 国史大系本『朝野群載』, 452頁

高麗と宋朝との海路による通航の研究は多く行われてきた³⁾。最近でも李鎮漢の成果⁴⁾があり、宋商による宋朝と高麗朝との通航関係に関する研究が進められている。しかし本稿では11～13世紀の中国帆船の活動に焦点化して、宋商の高麗来航の事績を考察したい。

そこで高麗王朝時代に朝鮮半島へ海路によって来航したことがわかる宋商を次に一覧表に掲げてみた。

表2 1034～1278年高麗来航の中国商人一覧

西暦	高麗国王年	月日	宋	地名	商/都綱	人名	人数	備考
1034	靖宗即位年	12.14	宋		商客			
1036	靖宗二年	7.05	宋		商	陳 諒	67	
1036	靖宗二年	11.15	宋		商			
1037	靖宗三年	8.16	宋		商	朱如玉	20	
1037	靖宗三年	8.18	宋		商	林 贊		
1038	靖宗四年	8.24	宋	明州	商	陳維績	147	
1039	靖宗五年	8.01	宋		商	惟績	50	
1041	靖宗七年	11.13	宋		商	王諾		
1045	靖宗十一年	5.11	宋	泉州	商	林 禧		
1047	文宗元年	9.06	宋		商	林 機		
1049	文宗三年	8.09	宋	台州	商	徐 贊	71	
1049	文宗三年	8.21	宋	泉州	商	王易從	62	
1052	文宗六年	8.13	宋		商	林 興	35	
1052	文宗六年	9.01	宋		商	趙 受	26	
1052	文宗六年	9.11	宋		商	蕭宗明	40	
1054	文宗八年	7.09	宋		商	趙 受	69	
1054	文宗八年	9.11	宋		商	黄 助	48	
1055	文宗九年	2.21	宋		商	葉德龍	87	
1055	文宗九年	2.21	宋		商	黄 丞	105	
1055	文宗九年	2.21	宋		商	黄 助	48	
1055	文宗九年	9.16	宋		都綱	黄 忻		
1056	文宗十年	11.03	宋		商	黄 丞	29	
1057	文宗十一年	8.03	宋		商	葉德龍	25	
1057	文宗十一年	8.11	宋		商	郭 滿	33	
1058	文宗十二年	8.07	宋		商	黄文景		
1059	文宗十三年	4.12	宋		商	蕭宗明		
1059	文宗十三年	8.06	宋	泉州	商	黄文景		
1059	文宗十三年	8.06	宋	泉州	商	蕭宗明		
1059	文宗十三年	8.23	宋		商	傅 男		
1060	文宗十四年	7.19	宋		商	黄 助	36	
1060	文宗十四年	8.07	宋		商	徐 意	39	
1060	文宗十四年	8.19	宋		商	黄元載	49	
1061	文宗十五年	8.26	宋		商	郭 滿		
1061	文宗十五年	8.26	宋		商	蕭宗明		権知閣門祇候
1063	文宗十七年	9.04	宋		商	郭 滿		

3) 李鎮漢（著）・豊島悠果（訳）「高麗時代における宋商の往来と麗宋外交」『年報朝鮮學』第12号，2009年，17頁

4) 李鎮漢（著）・豊島悠果（訳）「高麗時代における宋商の往来と麗宋外交」『年報朝鮮學』第12号，2009年，1-22頁

李鎮漢（著）・豊島悠果（訳）「高麗時代における宋人の来投と宋商の往来」『年報朝鮮學』第13号，2010年，1-25頁

周縁の文化交渉学シリーズ5 船の文化からみた東アジア諸国の位相

1063	文宗十七年	10.03	宋		商	林 寧		
1063	文宗十七年	10.03	宋		商	黄文景		
1064	文宗十八年	7.23	宋		商	陳 鞏		
1064	文宗十八年	8.01	宋		商	林 寧		
1065	文宗十九年	9.26	宋		商	郭 滿		
1068	文宗二十二年	7.11	宋		商	林 寧		
1069	文宗二十三年	6.07	宋		商	楊從盛		
1069	文宗二十三年	7.13	宋		商	王 寧		
1071	文宗二十五年	8.25	宋		商	郭 滿	33	
1071	文宗二十五年	9.04	宋		商	元 積	36	
1071	文宗二十五年	9.16	宋		商	王 華	30	
1071	文宗二十五年	10.04	宋		商	許 滿	61	
1075	文宗二十九年	5.25	宋		商	王舜滿	39	
1075	文宗二十九年	6.26	宋		商	林 寧	35	
1077	文宗三十一年	7.01	宋		商	林 慶	28	
1077	文宗三十一年	9.04	宋		商	楊從盛	49	
1079	文宗三十三年	8.22	宋		商	林 慶	29	
1081	文宗三十五年	2.17	宋		商	林 慶	30	
1081	文宗三十五年	8.14	宋		商	李元績	68	
1082	文宗三十六年	8.26	宋		商	陳 儀	26	
1087	宣宗四年	3.22	宋		商	徐 晋	20	新註華嚴經板
1087	宣宗四年	4.05	宋		商	傅 高	20	
1089	宣宗六年	10.03	宋		商	楊 註	40	
1089	宣宗六年	10.13	宋		商	徐 成	59	
1089	宣宗六年	10.22	宋		商	李 珠	127	
1089	宣宗六年	10.22	宋		商	楊 甫		
1089	宣宗六年	10.22	宋		商	楊 俊		
1090	宣宗七年	3.04	宋		商	徐 成	150	
1094	猷宗即位年	6.19	宋		都綱	徐 祐	69	
1094	猷宗即位年	7.28	宋		都綱	徐 義	28	
1094	猷宗即位年	8.05	宋		都綱	欧保劉	64	
1094	猷宗即位年	8.05	宋		都綱	楊 保		
1095	猷宗元年	2.25	宋		商	黄 冲	31	慈恩宗僧惠珍
1095	猷宗元年	8.11	宋		商	陳 義	62	
1095	猷宗元年	8.11	宋		商	黄 宜		
1096	肅宗元年	10.22	宋		商	洪 輔	30	
1097	肅宗二年	6.06	宋		商	愼 奐	36	
1098	肅宗三年	11.06	宋		商	洪 保	20	
1100	肅宗五年	9.25	宋		都綱	李 琦	30	
1100	肅宗五年	11.16	宋		商			
1101	肅宗六年	11.14	宋		商			
1102	肅宗七年	6.14	宋		商	黄 朱	52	
1102	肅宗七年	閏6.01	宋		商	徐 脩	3	
1102	肅宗七年	閏6.23	宋		商	朱 保	40余	
1102	肅宗七年	9.21	宋		商	林白徇	20	
1103	肅宗八年	2.21	宋		綱首	楊 招	30	
1104	肅宗九年	8.16	宋		都綱	周 頌		
1110	睿宗五年	6.07	宋		商	李 栄	38	
1110	睿宗五年	7.02	宋		商	池 貴	42	

中国帆船による東アジア海域交流（松浦）

1113	睿宗八年	5.09	宋		都綱	陳 守		
1116	睿宗十一年	4.24	宋		都綱	楊 明		
1120	睿宗十五年	6.16	宋		商	林 清		花木
1124	仁宗二年	5.24	宋		商	柳 誠	49	
1128	仁宗六年	3.03	宋		綱首	蔡世章		高宗即位詔
1131	仁宗九年	4.23	宋		都綱	卓榮		來奏
1138	仁宗十六年	3.15	宋		商	吳 廸	63	明州牒（徽宗崩御）
1147	毅宗元年	5.08	宋		都綱	黃 鵬	84	
1147	毅宗元年	5.08	宋		都綱	陳 誠		
1148	毅宗二年	8 月	宋		都綱	郭 英	330	
1148	毅宗二年	8 月	宋		都綱	莊 華		
1148	毅宗二年	8 月	宋		都綱	黃世英		
1148	毅宗二年	8 月	宋		都綱	陳 誠		
1148	毅宗二年	8 月	宋		都綱	林大有		
1148	毅宗二年	10.13	宋		商	彭 寅		
1148	毅宗二年	10.13	宋		都綱	林大有		
1148	毅宗二年	12.02	宋		商	譚 寶	14	
1149	毅宗三年	7.27	宋		都綱	丘 廸	105	
1149	毅宗三年	7.27	宋		都綱	徐德榮		
1149	毅宗三年	8.01	宋		都綱	寥 悌	64	
1149	毅宗三年	8.08	宋		都綱	林大有	71	
1149	毅宗三年	8.08	宋		都綱	黃 辜		
1149	毅宗三年	8.11	宋		都綱	陳 誠	87	
1151	毅宗五年	7.08	宋		都綱	丘 通	41	
1151	毅宗五年	7.27	宋		都綱	丘 廸	35	
1151	毅宗五年	7.27	宋		都綱	徐德榮	67	
1151	毅宗五年	8.05	宋		都綱	陳 誠	97	
1151	毅宗五年	8.06	宋		都綱	林大有	99	
1152	毅宗六年	7.21	宋		都綱	許 序	49	
1152	毅宗六年	7.23	宋		都綱	黃 鵬	91	
1152	毅宗六年	8.07	宋		都綱	寥 悌	77	
1157	毅宗十一年	7.25	宋		商			鸚鵡・孔雀・異花
1162	毅宗十六年	3.22	宋		都綱	侯 林	43	明州牒（宋金戦争）
1162	毅宗十六年	6.06	宋		都綱	登 成	47	
1162	毅宗十六年	6.25	宋		都綱	徐德榮	89	
1162	毅宗十六年	6.25	宋		都綱	吳世全	142	
1162	毅宗十六年	7.25	宋		都綱	河 富	43	
1163	毅宗十七年	7.16	宋		都綱	徐德榮		宋帝密旨・孔雀・沈香
1173	明宗三年	6.23	宋		都綱	徐德榮		
1175	明宗五年	8.01	宋		都綱	張鵬拳		
1175	明宗五年	8.01	宋		都綱	謝敦禮		
1175	明宗五年	8.01	宋		都綱	吳秉直		
1175	明宗五年	8.01	宋		都綱	吳克忠		
1192	明宗二十二年	8.23	宋		商			太平御覽
1205	熙宗元年	8 月	宋		商			
1221	高宗八年	10.04	宋		商	鄭文挙	115	
1229	高宗十六年	2.26	宋		商・都綱	金仁羔	2	
1260	元宗元年	10.21	宋		商	陳文廣		
1278	忠烈王四年	10.07	宋		商人	馬 擘		

この表2からも明らかなように朝鮮半島へ来航した宋商の中で、その出身と思われる地名が判明するものは6名いる。泉州が4名、明州が1名、台州が1名である。泉州は北宋・南宋時代を通じて福建路に属し、明州、台州は北宋時代においては両浙路に属し、南宋時代は両浙東路に属していた。前者は現在の福建省、後者は浙江省に相当する。このことから中国大陸沿海部にあって古くから海洋航運の盛んな地⁵⁾であったことは確かである。

この表2からも上述した日本に赴いた唐商や宋商と同様に、複数回にわたって高麗に赴いた宋の海商の存在が知られる。

『續資治通鑑長編』卷二百九十六、神宗の元豊二年（1079）正月の条に、

丙子（六日）、詔、舊明州括索自來入高麗商人財本及五千緡以上者、令明州籍其姓名、召保識、歲許出引發船二隻、往交易非違禁物、仍次年即回、其發無引船者、依盜販法。先是、禁私販高麗者、然不能絶⁶⁾。

とあるように、高麗との交易で巨額の財産を形成した者で五千緡以上の財産を保有する者に関しては明州においてその名簿を作成し、保証人があれば年間に二隻の船を出帆することが認められた。しかし交易に際して国外輸出禁止のものや出港許可書が無く赴く者は厳罰に処せられたのである。

『宋會要輯稿』第八十六冊、職官四四、市舶司、建炎二年（1128）の記事中に、

元祐間、故禮部尚書蘇軾奏乞、依祖宗編勅杭・明州、並不許發船往高麗、違者徒二年、沒入財貨、充賞併乞刪除。

とあり、元祐年間（1086～1093）に禮部尚書であった蘇軾が、高麗への通商を禁じ、違反者は徒刑二年に処し、財産を沒収するとする法令の削除を要請している。

元朝の海商に対する政策について、『元史』卷九十四、食貨志、市舶に、

元自世祖定江南、凡隣海諸郡與蕃國往還互易舶貨者、其貨以十分取一、粗者十五分取一、以市舶官主之。其發船迴帆、必著其所至之地、驗其所易之物、給以公文、為之期日、大抵皆因宋舊制而為之法焉。

とあるように、元朝は宋朝の市舶制度を踏襲している。元朝も宋朝と同様に海商の対応を行い船舶の出港、入港に関しては、「公文」によって検査して船舶の航行を認める方策を行っている。

その「公文」の具体的な内容に関しては、『元典章』二十二、戸部八、市舶に、

市舶則法二十三條、至元三十年（1293）八月二十五日、福建行省准中書省咨至元二十八年八月二十六日奏過事、……

一舶商請給公驗、依舊例、招保舶牙人、保明牙人、招集到人、件幾名下船、収買物貨、往某處、經紀公驗、開具本船財主某人、綱首某人、直庫某人、稍工某人、雜等某人、部領等某人、人伴某人、船隻力勝若干、檣高若干、船身長若干、每大船一隻、止許帶小船一隻、名曰柴水船、給令公平、如

5) 斯波義信『宋代商業史研究』風間書房、1968年、57-58頁

陳高華・呉泰『宋元時期的海外貿易』天津人民出版社、1981年、99-155頁

陳高華・陳尚勝『中國海外交通史』台北・文津出版社、1997年、82-166頁

郭松義・張澤咸『中國航運史』台北・文津出版社、1997年、152-206頁

6) [宋] 李燾撰『續資治通鑑長編』第21冊、中華書局、1990年、7194-7195頁

大小船、所給公驗・公憑各仰在船随行、如有公驗、或無公憑、即私販、許諸人告捕。とあり、船商は「公驗」、「公憑」を官府より取得しなければ出港することが出来なかったのである。その内容は、先に触れた『朝野群載』の李充に関する「公憑」と同様であったと考えられる。

しかし明代は船商による海外貿易を禁じた。『明史』巻八十一、食貨志、市舶に、「嚴禁瀕海居民及守備將卒私通海外諸國」として、民間の海外貿易は嚴禁されたため、海商の活動は停滞した。このため海外に進出した海商の活動に関する記録は、海禁が緩和される明末まで待たざるを得ない。

『熹宗實録』天啓五年（1625）四月戊寅朔の条には、中国から海外とりわけ日本は進出した海商に関する記録が残されている。

福建巡撫南居益題、海上之民、以海為田。大者為商賈、販為東西洋、官為給引、軍國且半資之、法所不禁。烏知商艘之不之倭而之於別國也。其次則捕魚、舡艦不可以數計。雖曰禁其雙桅巨艦、編甲連坐、不許出洋遠涉、而東番諸島乃其從來採捕之所、操之急、則謂斷絕生路、有挺而走險耳。聞閩・越・三吳之人住於倭島者不知幾千百家、與倭婚媾、長子孫、名曰「唐市」。此數千百家之宗族姻識、潛與之通者實繁有徒。其往來之船名曰「唐船」、大都載漢物以市於倭、而結連萑苻、出沒洋中、官兵不得過而問焉。

とあり、とくに注意しなければならない点は、福建、浙江、江南地域の人々が多く日本へ進出し、彼等によって居住区である「唐市」が形成されていたとされることである。そこに居住する人々の数は数え切れないほど多いとされた。彼らは家庭を持ち、子供達を育て子孫を育成していた。この日本と中国を結ぶ幹線を航行したのが「唐船」と呼称された中国式帆船である。これらの中国帆船は中国産品を積載して日本に渡り交易していたのであった。

3 清代帆船と東アジア海域交流

明朝が崩壊し清朝が中国統治を開始するが、その後に台湾を平定して沿海部の統治が完遂すると、明朝以来の海禁政策を解除して、民衆の海外貿易を許可したことで、沿海における海上活動が活発化し、中国帆船の航運活動が促進された。その足跡の全てを網羅することは困難であるが、中国帆船の航行の軌跡を知る手立てとして東アジア海域で遭難した船舶の記録から見てみたい。

最初に掲げるものが、朝鮮王朝の記録である『備邊司謄録』に収録された朝鮮半島に漂着した中国帆船の乗員から徴収した「問情別單」である。これらの記録を整理したものが次の表3である。

1) 朝鮮半島に漂着した中国帆船

表3 1617-1880年朝鮮半島に漂着した中国帆船（『備邊司謄録』による）

順番	西暦	中国暦	船主又船戸	船籍	船行地名	乗船者数	船員	客
1	1617	万曆45	薛万春	閩県	福建→寧波府→福建	41	14	26
2	1687	康熙26	顧如商	蘇州府	蘇州→日本	67	—	—
3	1704	43	王富	泉州府	泉州→日本	116	—	—
4	1706	45	車瑄	蓬萊	萊陽→蘇州	13	9	3
5	1713	52	王裕	同安	泉州→日本	42	—	—

6	1732	雍正10	夏一周	南通州	南通州→山東→閩東	16	16	0
7	1760	乾隆25	林福盛	同安	泉州→山東→泉州	24	19	5
8	1762	27	孫合興	寧波府	寧波→上海→山東	22	19	3
9	1763	28	楊難	崇明	崇明→閩東・海州	10	—	—
10	1774	39	曲欽一	福山	福山→奉天	25	25	0
11	1777	42	趙永礼	寧海	寧海→山東	7	7	0
12	1777	42	秦源順	崇明	崇明→天津	15	13	2
13	1777	42	金長美	天津	天津→広州→天津	29	24	5
14	1786	51	張元周	榮成	漁船	4	4	0
15	1791	56	安復樸	福山	福山→金州	21	16	5
16	1794	59	邱福臣	蓬萊	登州→奉天	51	7	44
17	1800	嘉慶 5	唐明山	南通州	南通州→萊陽	7	7	0
18	1805	10	傅鑑周	宝山	上海→天津→山東	22	21	1
19	1808	13	龔鳳来	元和	上海→南通州→膠州	16	16	0
20	1808	13	陳仲林	鎮洋	江南→閩東・金州	13	13	0
21	1808	13	阮成九	蓬萊	寧海州→奉天	40	26	14
22	1813	18	黄万琴	同安	泉州→台湾→天津	22	20	2
23	1813	18	黄全	海澄	同安→台湾→上海→西錦州	47	36	11
24	1813	18	黄宗礼	同安	同安→天津→錦州	73	50	23
25	1819	24	呉永泰	海澄	海澄→西錦州	30	30	0
26	1824	道光 4	石希玉	海澄	海澄→蓋平	37	37	0
27	1824	4	潘明顕	丹陽	青口→上海→閩東→上海	14	14	0
28	1826	6	朱和恵	鄞県	鎮海→天津→山東	16	16	0
29	1829	9	王箕雲	文登	文登→南城（江蘇）	3	3	0
30	1836	16	沈拙	詔安	詔安→饒平→天津	44	34	10
31	1837	17	劉日星	首陽	首陽→錦州	3	3	0
32	1839	19	徐天祿	黄県	黄県→奉天	11	11	0
33	1852	咸豊 2	朱守賓	登州	登州→老口灘→金州	6	6	0
34	1855	5	馬得華	崑山	江南→天津→烟台	31	23	8
35	1858	8	劉青雲	榮成	榮成→洋河口→威海口	10	10	0
36	1858	8	趙汝林	上海	江南→奉天→江南	21	21	0
37	1859	9	曲会先	榮成	榮成→海上→江北營	12	10	2
38	1877	光緒 3	李培増	文登	登州、漁船	3	3	0
39	1880	6	孫作雲	文登	文登、漁船	10	10	0
40	1880	6	許必濟	汕頭	広東→暹羅→烟台	27	10	17

ここに掲げた40例の内、明末の1例を除き全て清代の航運の記録である。康熙二十六年（1687）から光緒六年（1880）に及んでいる。漂着中国帆船の記録から顕著な事例は、朝鮮半島に近い山東半島の船舶が最も多いが、朝鮮半島から遙かに遠い福建省に船籍がある船舶も多いことに気付かれる。39航海例の内、7例が福建のもので、最南部の広東省汕頭の船舶も見られる。これらの船舶がどのような航海を行ったかの詳細については既に述べた⁷⁾。この漂着事例からも清代帆船の航運活動が活発化していたことが知られるであろう。

7) 松浦章『清代沿海帆船航運史の研究』関西大学出版部、2010年

2) 日本・長崎に来航した中国帆船

中国帆船の航行活動の具体的な記録は、日本に残された記録から見る事が出来る。江戸時代の日本は「鎖国」政策を遵守した結果、日本から中国への渡航船は無くなり、長崎へ来航する中国帆船が唯一の幹線の輸送船であった。その内、1年間で最大数の中国帆船が来航した元禄元年（1688）の事例から見てみたい。元禄元年に長崎に来航した船舶の全てをその出港地別に整理したものが表4である。

① 元禄元年（1688）の事例

表4 1688年長崎来航中国船出港地別表

船名	隻数	割合	船名	隻数	割合
福州船	45隻	23.2%	咬留吧船	4隻	2.1%
寧波船	31隻	16.0%	海南船	3隻	1.5%
厦門船	28隻	14.4%	沙埕船	2隻	1.0%
南京船（出港地は上海）	23隻	11.8%	麻六甲船	2隻	1.0%
廣東船	17隻	8.7%	暹羅船	2隻	1.0%
泉州船	7隻	3.6%	温州船	1隻	0.5%
潮州船	6隻	3.1%	安海船	1隻	0.5%
普陀山船	5隻	2.6%	漳州船	1隻	0.5%
廣南船	5隻	2.6%	安南船	1隻	0.5%
臺灣船	4隻	2.1%	不明	2隻	1.0%
高州船	4隻	2.1%	合計	194隻	100%

長崎に来航した船舶の最大数が、福建省の省都がある福州からの船舶が全体の23.2%を占め、日本に近い寧波船が16%、福建南部沿海の厦門からが14.4%を占め、それに次ぐのが上海から来航した南京船で11.8%を占め、長崎からみて最南部の廣東船が8.7%であり、この5種の船舶で74.1%を占めている。省別で見れば福州船、厦門船、泉州船、沙埕船、安海船、漳州船などの福建省船籍の船舶のみで43.2%にのぼることから、清代においても福建船の海上活動は極めて活発であったことがわかる。

この元禄元年にどれだけの人が長崎に来航したかを、長崎入港の月別に整理したのが次の表5である。そして最大の来航人数を示す六月を日別に整理し長崎来航人数を示したものが表6である。

表5 1688年（元禄元）長崎来航中国船194隻の月別入港数・乗員数

月別	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	合計
隻数	6	7	20	98	41	15	4	3	194
割合%	3.1	3.6	10.3	50.5	21.2	7.7	2.1	1.5	100
乗員数	246	291	946	4432	2037	894	225	220	9291
割合%	2.6	3.2	10.2	47.7	21.9	9.6	2.4	2.4	100

表6 元禄元年六月（小月）長崎来航中国船98隻日別入港数表

日別	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
隻数	9	1	6	0	3	4	6	3	10	0
乗員数	426	50	226	0	136	126	295	170	360	0

日別	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
隻数	3	2	4	0	3	2	2	1	13	3
乗員数	184	52	181	0	180	125	73	39	556	122
日別	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	合計
隻数	2	2	5	8	1	1	1	2	0	98
乗員数	95	95	185	359	51	43	31	115	0	4432

元禄元年には長崎の当時の人口4～5万と想定される所に1万人にも近い中国人が来航したのである。そして特に六月十九日には556名、一日には426名、九日には360名、二十四日には359名の人々が、六月一ヶ月29日間に4,432名の中国人が長崎に上陸し滞在した。長崎の当時の人口から見て長崎の人数名に対して1名の中国人が居ると言う、「鎖国」下の日本では異常な環境となった。この事態に対して、徳川幕府は翌年には来航数を80艘として、長崎来航の中国人には唐人屋敷を建設して、その中に居住を制約する方針をとることになったのである。

② 1826年（文政九）1827年（文政十）に長崎に来航した中国帆船

長崎に来航した中国帆船が、1年のどの時期に長崎に来航し、いつ頃に帰帆したかを示したものが表7である。そしてこれらの船が長崎にどれくらいの日数の間のわたり滞船したかを示すのが表8である。

表7 1826年（文政九）1827年（文政十）長崎来航中国帆船

文政9・10年	入港月日	船主・財副	帰港月日
戊1 番南京船	文政9年0419夕	夏雨村 在留 江芸閣 財副	文政9年0828
戊2 番寧波船	0505	周藹亭	0828
戊3 番南京船	0702	顔雪帆 顧少虎 脇船主	0900
戊4 番寧波船	0702夕	劉景筠 朱開圻 脇船主	0900
戊5 番南京船	0715	沈綺泉 在留 鈕梧亭 財副	0900
戊6 番南京船	1216	金琴江	文政10年0506
戊7 番南京船	1224	楊西亭	0506
戊8 番南京船	文政10年0103	沈綺泉 在留 鈕梧亭 財副	0506
戊9 番寧波船	0121	夏雨村	0506
戊10 番廈門船	0121夕	周藹亭 在留 朱開圻 脇船主	0506
亥1 番寧波船	閏603	楊西亭 在留 顧少虎 脇船主	0900
亥2 番寧波船	閏603夕	江芸閣 金琴江	0900
亥3 番寧波船	閏604	周藹亭	0900
亥4 番南京船	閏615	夏雨村 在留 顔遠山	0900
亥5 番南京船	1204夕	金琴村 孫漁村 在留脇	0419
亥6 番南京船	1204夕	劉景筠	0419
亥7 番南京船	1206	朱開圻 楊啓堂	0419
亥8 番南京船	1206	周藹亭 在留 顧少虎 脇船主	0419
亥9 番寧波船	1206	沈綺泉	0419
亥10 番南京船	1208夜	江芸閣 在留 鈕梧亭 財副	0419

注：月日は旧暦である。0505は五月五日、0900は九月を示す。

ここに掲げた文政九年（1826）、文政十年（1827）の頃には、長崎に来航する中国船は1年に10艘に制限されていた。この二年の例から、長崎に来航する中国船の時期は旧暦の夏四月、五月、六月頃の時期に来航したことからいわゆる「夏船」と呼称された。そして冬十二月から春正月、二月にかけて来航したことから「冬船」と呼称された。そして夏船は旧暦の秋七、八、九月に長崎に帰帆し、冬船は夏四月、五月頃に帰帆している。

これらの船がどれほど長崎に滞在していたかは次の表8の滞在日数から明らかである。



図1 唐船入津之圖
(長崎版画)

表8 1826年（文政九）1827年（文政十）長崎来航中国帆船の長崎滞船日数

文政9・10年	入港月日・旧暦	西暦・月日	帰港月日・旧暦	西暦・月日	滞在日数（日）
戌1 番南京船	文政9年0419夕	1826年0525	文政9年0828	1826年0929	128
戌2 番寧波船	0505	0610	0828	0929	112
戌3 番南京船	0702	0805	0900	1002~1030	59~87
戌4 番寧波船	0702夕	0805	0900	1002~1030	59~87
戌5 番南京船	0715	0818	0900	1002~1030	46~74
戌6 番南京船	1216	1827年0113	文政10年0506	1827年0531	139
戌7 番南京船	1224	0121	0506	0531	131
戌8 番南京船	文政10年0103	0129	0506	0531	123
戌9 番寧波船	0121	0216	0506	0531	105
戌10 番厦門船	0121夕	0216	0506	0531	105
亥1 番寧波船	閏603	0726	0900	1021~1118	88~137
亥2 番寧波船	閏603夕	0726	0900	1021~1118	88~137
亥3 番寧波船	閏604	0227	0900	1021~1118	87~137
亥4 番南京船	閏615	0807	0900	1021~1118	76~104
亥5 番南京船	1204夕	0120	0419	0601	133
亥6 番南京船	1204夕	0120	0419	0601	133
亥7 番南京船	1206	0122	0419	0601	131
亥8 番南京船	1206	0122	0419	0601	131
亥9 番寧波船	1206	0122	0419	0601	131
亥10 番南京船	1208夜	0124	0419	0601	129

注：月日は旧暦である。0525は五月二十五日、0900は九月を示す。

清代帆船の長崎に来航する時期は、一年に二期に分かれ、最初は西暦では5～8月の間であり、これは夏幫に相当。そして1月から2月の間に来航した。こちらは冬幫であった。

道光『乍浦備志』に「毎歳夏至後小暑前」そして「小雪後大雪前」と言う記述とほぼ一致するであろう。このように一年に二期にわたって清代帆船は長崎に来航していた。

この20隻の長崎における滞在日数を見るに、明確に判明する13隻の総日数は合計1631日となり、平均すると125.5日となる。明確でない他の7隻の各滞在日数を、最小にして計算すれば2134日となり、平均106.7日になり、最大にして合計すれば、20隻で2394日となって119.7日となる。このことから、清代道光時期に長崎に来航した清代帆船は長崎に入港から帰港まで最小で120日から最大126日、約4ヶ月碇泊していたことになる。

この時期の清代帆船は、日本への貨物、また帰帆時の貨物以外に最大120名から90数名の乗員を搭載していたから、長崎に滞在した中国の人々は夏季、冬季の二期に分散したとして一隻当たり100名とすると、夏季が5隻で500名、冬季が5隻で500名が唐人屋敷で滞在したと見ることができよう。

3) 琉球諸島に漂着した中国帆船

先に朝鮮半島に漂着した中国帆船の例を掲げたが、ここでは琉球諸島に漂着した中国帆船の事例を、琉球国の外交文書集である『歴代宝案』によって整理したのが次の表9である⁸⁾。

表9 琉球諸島に漂着した中国帆船

(『歴代宝案』による)

番号	西暦・年号	船籍	管理者	搭乗者	船員	乗客	船式	客率 %
1	1701 康熙39	福州府	船主	25				
2	1706 康熙45	閩縣	船戸	24				
3	1718 康熙57	兵船						
4	1732 雍正10	宝山	船戸	15			沙船	
5	1741 乾隆05	同安	船戸	21	20	1		4.8
6	1741 乾隆06	兵船						
7	1749 乾隆14	同安	船戸	35	24	11	双桅船	31.4
8	1749 乾隆14	同安	船戸	20	20	0		
9	1749 乾隆14	常熟	船戸	17	13	4		23.5
10	1749 乾隆14	閩縣	船戸	27	24	3	鳥船	11.1
11	1750 乾隆14	閩縣	船戸	28	25	3		12.0
12	1750 乾隆14	海澄	船戸	18	17	1	鳥船	5.6
13	1750 乾隆14	海澄	船戸	27	23	4		14.8
14	1750 乾隆14	莆田	船戸	30	23	7		23.3
15	1750 乾隆14	崇明	船戸	8	8	0		
16	1750 乾隆14	鎮洋	船戸	17	16	1	沙船	5.9
17	1750 乾隆14	通州	船戸	14	12	2		14.3
18	1750 乾隆14	鎮洋	船戸	14	13	1	沙船	7.1
19	1750 乾隆14	鎮洋	船戸	28	28	0	沙船	
20	1750 乾隆14	常熟	船戸	12	8	4		33.3
21	1750 乾隆14	晋江	船戸	26	24	2		7.7
22	1750 乾隆14	同安	船工	37	24	13		35.7
23	1750 乾隆14	常熟	船戸	12	10	2		16.7
24	1750 乾隆14	龍溪	船戸	32	23	9	鳥船	28.1

8) 松浦章『清代沿海帆船航運業史の研究』関西大学出版部、2010年、227-289頁

中国帆船による東アジア海域交流（松浦）

25	1750 乾隆14	天津	船戸	19	17	2		10.5
26	1750 乾隆14	鎮洋	船戸	10			沙船	
27	1750 乾隆14	宝山						
28	1751 乾隆16	同安						
29	1753 乾隆18	通州	船戸	23	20	3		13.3
30	1760 乾隆25	同安		26				
31	1761 乾隆25	莆田						
32	1766 乾隆31	龍溪	船戸	23	23	0		
33	1770 乾隆34	通州	船戸	14	14	0		
34	1779 乾隆44	閩縣	船戸	33	24	9		27.3
35	1786 乾隆50	澄海	船戸	38	33	5		13.2
36	1786 乾隆50	龍溪	船戸	26	24	2		7.7
37	1786 乾隆50	龍溪	船戸	26	24	2		7.7
38	1786 乾隆50	龍溪						
39	1786 乾隆51	元和	船戸	25	20	5		20.0
40	1801 嘉慶06	通州		10	10	0		
41	1801 嘉慶06	同安	船主	32	24	8	双桅鳥船	25.0
42	1809 嘉慶13	通州	船主	20				
43	1809 嘉慶14	鎮洋		17				
44	1815 嘉慶19	澄海	船主	58	36	22		37.9
45	1816 嘉慶21	天津	舵工	20	17	3		17.6
46	1822 道光02	海豊	船主	90	46	44		48.9
47	1825 道光04	同安		32				
48	1825 道光04	澄海	船主	22	15	7		31.8
49	1825 道光05	同安	船戸	38	29	9		23.7
50	1827 道光06	元和	舵工	14	14	0		
51	1827 道光06	崑山	舵工	20	20	0		
52	1831 道光10	饒平		33				
53	1831 道光10	澄海	船主	23	18	5		21.7
54	1837 道光16	澄海	船戸	50	40	10		20.0
55	1844 道光24	同安	船主	3	3	0		
56	1846 道光25	海州		8				
57	1855 咸豊04	霞浦	船主	24	24	0		
58	1855 咸豊04	崇明	船主	11	11	0		
59	1861 咸豊11	晋江	船主	51	50	1		2.0
60	1862 同治01	黄縣	舵工	17	16	1		5.9

この表9に見える番号7-27までの21隻が山東半島近海で航行中に海難に遭遇した帆船で、それらの殆どが江南の沙船と見られる帆船と思われる。沙船は長江口の水域で活動した船舶である。清末の上海において刊行されていた新聞『字林滬報』第785号、1884年10月28日、光緒十年九月初十日付の「論沙船苦况大碍市面」よれば次のようにある。

泰西未通以前、滬上貿易、素稱繁盛、居民亦多富饒、而其繁盛富饒之故、由于沙衛各船、販運南北貨物、往返數千里、咸轉輸于上海一隅。沙船盛而豆米油麥土布南貨各業皆盛、而沙船之轉輸、販運益日出不窮、是固相爲維繫者也。當其時、浦江帆檣相接、往來如梭、船之利於行者、歲每五六次、

其不利於行者、亦三四次。……

とあるように、アヘン戦争後の南京条約の締結により五港が対外開港された。その一港の上海において航運の要であったのが同港を基地とした沙船である。沙船の航運によって上海の繁栄が支えられていた。各沙船は上海を基点に東北沿海に向けて一年に5、6航海を行い、少ない場合でも3、4回の航海を行っていた⁹⁾。その沙船の一部が海難に遭遇して琉球諸島に漂着するのである。

琉球諸島に漂着した中国帆船は、乾隆十四年（1749）十二月末の東北からの大風によって多くの船が琉球諸島に漂着した異常気象に遭遇した稀な例といえる。この特例を除いた40例の中で大多数を占めている中国帆船は福建船籍を保有していたとがわかる。地理的には琉球諸島は福建沿海には近いことはあるが、基本的には福建の帆船の航行頻度が高かったことを示していると考えられる。

上記の事例番号39の漂着記録から江南帆船の航運活動は具体的に明らかで、それを表示すると表10のようになる。

表10 1784-1785年 蘇州府元和縣 蔣隆順船航運表

年号	出帆地（月日）	到着地（月日）	備船主	積荷
乾隆49年 1784	鎮江（閏3月22日）	天津（4月30日）	鎮江 黄氏	生姜
	天津 牛莊	牛莊（6月18日） 天津（8月5日）	天津 赫氏	糧米
	天津	山東・黄縣（10月15日）	黄縣 石氏	香料
乾隆50年 1785	黄縣 関東	関東（2月22日） 黄縣（3月28日）	黄縣 霍氏	糧米
	黄縣 関東	関東（5月18日） 利津縣（6月12日）		糧米
	利津縣 関東	関東（7月26日） 天津（9月7日）		糧米
	天津 海豊縣（11月）	海豊縣（10月23日） 旅順・小平島（寄港11月20日） 目的地：寧波	莆田縣 游華利	棗

蘇州元和縣の船籍を持った蔣隆順船は乾隆四十九年（1784）閏三月二十二日に鎮江を出帆して天津に向かった。その際には鎮江の黄氏から備船され生姜を積載して天津まで運搬した。そして天津では赫氏に備船され糧米を東北の遼河の河港の牛莊へ赴き、六月十八日に入港し、牛莊からまた天津には八月五日に戻っている。この時の積荷は不明であるが、空船での航行は難しいのでおそらく東北産の大豆等を積載していた可能性がある。そしてまた天津で山東の黄縣の石氏に備船され香料を積載して黄縣に赴いている。その後、年を越えて春に黄縣の霍氏に備船され関東へ、関東から利縣へまた関東へそして天津へと霍氏に八月月ほどにわたって備船されていたようである。天津では福建省の游華利に備船され華北産の棗を積載して寧波に向かう予定であったのが、琉球諸島に漂着したのであった。

このように、江南の帆船が交易を目的とした航運活動では無く、明らかに運賃積みによる輸送料によって収入を得る方法で航行した帆船が存在していたのである。帆船の航運活動の業務が細分化して海上

9) 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年

輸送業を業務とする海商が存在したことを明確に知ることが出来る。

4) 台湾海峡を往来した中国帆船

次に台湾海峡において福建と台湾との兩岸を航行していた帆船の活動記録について述べたい。

表11 1895-1897台湾鹿港郊商・許氏所有船・金豊順船の航運表¹⁰⁾

西 曆	干支	月	日	福建	往復	台湾	
1895年 光緒21 明治28	乙未	7	29	泉州	→		①復
		8	06			鹿港	
			08	泉州	←		②往
		10	18	泉州	←		③往
		11	03	泉州	←		④往
			17	泉州	→		④復
1896年 光緒22 明治29	丙申	01	15	泉州	←		⑥往
		03	04	泉州	←		⑦往
			11	泉州	→		⑦復
		05	11	泉州	←		⑧往
		06	20		←	鹿港	⑨往
		07	19	泉州	→		⑩復
			28		→	鹿港	⑪復
		09	03	梅林	←		
		11	14		←	鹿港	
			28	泉州	←		
1897年 光緒23 明治30	丁酉	04	16	泉州	→		
		06	10		←	鹿港	
		07	19	泉州	→		
		11	17		→	鹿港	

月日は旧暦である。矢印は下記参照。
 泉州→：泉州出航 泉州←：泉州到着
 鹿港→：鹿港出航 鹿港←：鹿港到着

台湾の西岸中部に位置する鹿港の郊商許氏が所有した金豊順船は、台湾の鹿港を基点に台湾海峡を横断して、対岸の泉州との間を航行する帆船航運を行った。その時期は台湾が日本支配直後の一年、乙未（1895）七月二十九日から丙申（1896）七月二十八日までの間のほぼ1年間に11航海をしている。

『臺灣新報』第217号、明治30年（光緒二十三、1897）6月1日付の「台湾・厦門・泉州ヂョンク（ジャンク）貿易」に見られる記事に以下のようにある。

台湾と福建沿岸に於けるジャンク貿易は、台湾の彼帝国版図に歸したる以前に比較するときは、台湾より輸出する貨物は今日に於て十分の七を減し、……「臺灣讓與以前」ジャンク四十四艘、毎隻一ヶ年多ものは十二回。少きものは八、九回厦門より往復せり。……

10) 林玉茹・劉序楓（編）『鹿港郊商許志湖家與大陸的貿易文書（1895～1897）』台北・中央研究院臺灣史研究所，2006年，51頁の文書による。

台湾や福建南部沿海の厦門や泉州における中国式帆船いわゆるジャンクは、日本が台湾を統治する以前にあって、一般的に多いものでは1年間に12航海、少ないものでも8航海から9航海を行っていることが報じられていることから明らかなように、鹿港の許氏の金豊順船の一年に11航海は決して珍しいものではなかったことがわかる。

4 おわりに

上述のように、中国の唐代以降の中国海商の活動を通じての中国帆船の航運事例を述べてきた。唐代、宋代には中国帆船の活動は日本のみならず朝鮮半島の高麗までその活動の触手は伸びていて、これらも単発的な活動ではなく、恒常的に継続的に中国帆船の出港した郷里と日本や高麗との間を複数回にわたり航行するとする遠洋航海を可能とする帆船の存在が知られるのである。これらの帆船の存在があったために、例えば日本からの入唐僧や入宋僧の東シナ海の渡海が可能であり、日本への中国仏教の伝来を可能にしたのであった。このように東アジア海域における中国帆船の活動の歴史は長期にわたっていた。明朝の海禁政策の施行によって中国帆船の活動は停滞するが、清代になるとこの状況は大きく変化する。

清代における中国帆船は、中国大陸沿海のみならず日本を初めとする東アジアの島嶼部の諸国にまでその活動の足跡を残している。

また帆船は単に貿易活動を目的とするのみの航運活動のみならず、江南の帆船に見られるように、傭船による輸送業務を専門とする航運業者の存在が明確に知られるのである。

【参考文献】

- 松浦章『清代上海沙船航運業史の研究』関西大学出版部、2004年
松浦章『江戸時代唐船による日中文化交流』思文閣出版、2007年
松浦章『清代沿海帆船航運業史の研究』関西大学出版部、2010年